

中国の主張するスプラトリー諸島 領有根拠とその検討

目次

- 1 はじめに
- 2 古文献等を基にした主張
- 3 古文献等を基にした主張の検討
- 4 戦後の措置等に係る主張とその検討
- 5 おわりに



塙本 孝
(東海大学法学部教授)

1 はじめに

南シナ海のスプラトリーと呼ばれる島嶼礁の領有権をめぐり、かねて中国（中華人民共和国、台湾当局）、ベトナム、フィリピン、マレーシア等の間に紛争が生じていたが、近時、中華人民共和国がいくつかの環礁を埋め立てて飛行場等の施設を建設したことから、資源に加え船舶航空機の航行、安全保障・東シナ海への示唆、海洋環境保全など問題が多面的になり、事態は深刻な度合いを増している。本稿は、中国が主張する領有根拠——何を根拠に自国の領土だとするのか——を中華人民共和国政府の発表した文書に基づいて紹介するとともに、当該主張に対し、法的な観点から若干のコメントを付するものである。

中国は、現在、海南島の南方、ベトナムの東方にあるパラセル諸島（Paracel Islands）を西沙群島、その南方東方の広範な海域に点在するスプラトリー（Spratly）島などの島嶼礁の全体を南沙群島と呼んでいる。このうち西沙群島は、地理的に一群（一グループ、ひとかたまり）の島嶼と言えることができ、水路誌上の西洋名でも19世紀以来パラセル諸島とされていたが、スプラトリーは、元来特定の島に与えられた呼称であり、1939年に日本がスプラトリー島を含む南シナ海の島嶼礁を「新南群島」という名称で一括して領土編入する際に初めてグループとしての呼称を

与えたものである。1939年当時、一括領土編入に対して米国は、日本が経度緯度で示した「廣汎ナル区域内殊ニ名称ヲ挙ケタル島嶼ノ東方及東南方ニ当ル相当範囲ノ總テノ島嶼又珊瑚礁カ一群島トシテ正当ニ取扱ハレ得ルモノト思考セス」とした¹。今日でも、南シナ海の島嶼礁が一群島として取り扱われるべきものであるとは限らない。本稿においては、スプラトリー諸島——サンフランシスコ講和条約（「日本国との平和条約」1951.9.8）で日本が放棄した新南群島の、英語正文による名称——あるいは、中国の主張を紹介する文脈では南沙群島の名称を用いるが、これらの名称は、上記の意味で括弧付きのもの、便宜上用いるものである。

中国（中華人民共和国政府）がスプラトリー諸島（南沙群島）に対する領有権主張の根拠について詳述した文書として、（A）1980年1月30日に発表した「西沙、南沙両群島に対する中国の主権は論争の余地なし」と題する文書²、及び（B）2016年7月13日の「中国は南中国海における中国とフィリピンの紛争の話し合いによる解決を堅持する」と題する文書³が挙げられる。Aの文書（以下「1980年文書」という。）は、ベトナムが1979年8月7日に「白書 ホアンサ・チュオンサ両群島に対するベトナムの主権」と題する文書を発表したことに対抗して出されたものであり、Bの文書（以下「2016年文書」という。）は、常設仲裁裁判所の2016年7月12日の南シナ海問題（フィリピン共和国対中華人民共和国事件）判決⁴を

1 『各国領土発見及帰属関係雑件—南支那海諸礁島帰属関係—新南群島関係』第二卷（外務省外交史料館所蔵外交記録 A-4-1-0-2-1-1）中、「駐米堀内大使発有田外務大臣宛て公電（1939.5.18）」。また、“The Secretary of State to the Japanese Ambassador (Horiuchi), May 17, 1939,” *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States, Japan: 1931-1941*, Vol. 2, 1943, pp. 280-281.

2 「西沙、南沙両群島に対する中国の主権は論争の余地なし—中華人民共和国外交部文書」1980.1.30 発表 『北京周報』（日本語版 No. 7）1980.2.19, pp. 15-24. 原文は、『人民日報』1980.1.31.

3 中華人民共和国駐日本大使館ウェブサイト <http://www.china-embassy.or.jp/jpn/zt/NKMD/t1380722.htm> (最終アクセス 2016.9.30)。原文は、中華人民共和国外交部ウェブサイト <http://www.fmprc.gov.cn/nanhai/chn/snhwtlcwj/t1380600.htm> (最終アクセス 2016.9.30)

4 Case name: The Republic of Philippines v. The People's Republic of China / PCA Case N° 2013-19 / In the Matter of the South China Sea Arbitration before an Arbitral Tribunal Constituted under Annex VII to the 1982 United Nations Convention on the Law of the Sea between The Republic of the Philippines and The People's Republic of China / Award / Arbitral Tribunal: Judge Thomas A. Mensah (Presiding Arbitrator) Judge Jean-Pierre Cot Judge Stanislaw Pawlak Professor Alfred H.A. Soons Judge Rüdiger Wolfrum / Registry: Permanent Court of Arbitration 12 July 2016. <http://www.pcasases.com/pcadocs/PH-CN%20-%202020160712%20-%20Award.pdf>

受けたものである。

上記両文書によれば、中国は、(ア) 3世紀に遡る中国の古文献に記述がある——中国人が発見し、開発し、歴代政府が管轄権を行使してきたという主張、及び(イ) 20世紀の一時期外国に不法占領されたが第2次大戦後中華民国が接収し、中華人民共和国も成立以来、サンフランシスコ〔講和条約〕会議に対する声明、領海12カイリ宣言等の中で自国領土として言及してきた、他国においても承認されている、といった主張を行っている。

2 古文献等を基にした主張

(1) 発見・利用

中国は、1980年文書の「一、西沙、南沙両群島は古代から中国領である」と題する節において、

“紀元前2世紀の漢の武帝時代、中国人民はすでに南中国海を航行し始めていた。中国人民は長年の航海を通じ、西沙群島と南沙群島をついで発見した。三国時代(220–265)の万震の『南州異物誌』および康泰の『扶南伝』には西沙群島と南沙群島の地形、地勢の特徴が書かれている。”

とし、文末註で両文献の記述を紹介して、

“方震の『南州異物誌』は漢代にマレー半島から中国大陆に至る航路の部分で「……東北方に行くと、極めて大きな崎頭がある。漲海に出ると、水深は浅く、磁石が多い」と書いてある。漲海とは現在の南中国海である。ここでいう「磁石」には、当時まだ水面にあらわれていなかった、西沙、南沙両群島の浅瀬や暗礁がふくまれている。船がこれらの暗礁にぶつかると座礁、遭難し、脱出の方法がなかったため、「磁石」と呼ばれたのである。康泰の『扶南伝』は、「漲海の海中にサンゴ礁がある。礁底には大岩があり、サンゴはその上に生じる」と書いている。”

とする。1980年文書の第1節は、引き続き、

“中国人民は西沙、南沙両群島を発見したあと、さまざまの困難を排して、この二つの群島に續々と渡り、開発に努めた。宋代の『夢梁録』、元代の『島夷志略』、明代の『東西洋考』、『順風相送』、清代の『指南正法』、

『海國聞見録』および歴代の漁民の『更路簿』などには、中国人民が何百何千らい、西沙群島、南沙群島に渡り、生産に従事した状況と、この二つの群島の位置および島・礁の分布状況が記載されている。これらの書物は西沙、南沙両群島を、「九乳螺洲」、「石塘」、「千里石塘」、「万里石塘」、「長沙」、「千里長沙」、「万里長沙」などさまざまな名で呼んできただけなく、両群島のそれぞれの島、礁、砂州、浅瀬にそれぞれの形にふさわしい名をつけた。この数年、西沙群島でわが国の唐、宋両時代の住居遺跡や陶磁器、鉄刀、鉄鍋などの生活用具および明、清時代の井戸、寺廟、墳墓などの文化財が発見された。これらの事実は、中国人民が少なくとも唐、宋時代から西沙、南沙両群島で生活し、漁労などの生産に従事していたことを証明する。”

としている。2016年文書は、以上の記述を補足して、中国古文献の例として「宋代の『嶺外代答』」、南シナ海の諸島の古称として「漲海崎頭」「珊瑚洲」を追加するとともに(para.10)、中国漁民の命名体系と『更路簿』を説明して、

“……島嶼と砂洲を「峙」と称し、礁を「鏗」「線」「沙」と称し、環礁を「匡」「圈」「塘」と称し、暗沙(サンゴ島)を「沙排」などと称している。明・清時代に作成された『更路簿』は中国漁民が中国の大陸沿海地域と南中国海諸島の間を往来する航海案内書であり、多種の写本が伝わり、現在でも使用されており、中国人民の南中国海諸島における生活と生産・開発の活動を記録し、中国漁民による南中国海諸島に対する命名を記載している。そのうち、南沙諸島の島、礁、灘、沙に対する命名は少なくとも70余カ所に達していて、羅針盤の方位名によって命名されているものがあり、例えば「丑未」(渚碧礁)、「東頭乙辛」(蓬勃暗沙)がそれである。その特産物によって命名された名称もあり、例えば「赤瓜線」(赤瓜礁)、「墨瓜線」(南屏礁)がそれである。また島嶼・礁の形状により命名されたものである「鳥串」(仙蛾礁)、「双担」(信義礁)、ある種の実物によって命名した「鍋蓋峙」(安波沙洲)、「秤鈎峙」(景宏島)、水道によって命名された「六門沙」(六門礁)などもある。”

とする(para.11)。2016年文書は、また、中国人民による命名の一部は西洋の航海者に引用されているとし、Namyitは南乙、Sin Coweは秤鈎、

Subi は丑未の海南方言発音に由来するとする (para. 12)。2016 年文書は、さらに、漁民による利用に関し、

“……明・清時代以来、中国の漁民は毎年北東の季節風を利用して南下し、南沙諸島海域で漁業生産活動に従事し、翌年には南西の季節風を利用して大陸に引き返す。また一部の中国漁民は一年中、島に留まり、漁獲を行い、井戸を掘って水を汲み、開墾して作付けを行い、住居を構え廟を建て、家禽や家畜を飼育するようになった。国内外の史料の記載と考古学の発見によると、南沙諸島の一部の島嶼・礁上にはかつて中国漁民が残した農作物、井戸、家屋、廟宇、お墓と石碑などがあった。”

とともに (para. 13)、外国文献に中国人だけが南沙諸島で生産・生活していた事実が記録されているとして、英國海軍の『中国海水路誌』1868・1906 年、同『中国航海誌』1912・1923・1937 年、フランスの雑誌『彩色殖民地世界』1933 年 9 月、日本の文献『暴風の島』1940 年、米国海軍の『アジア水域航行案内』1925 年を挙げる (para. 14-17)。

(2) 管理、管轄

1980 年文書は、前記第 1 節で、

“中国人民の西沙、南沙両群島開発がすすむにともなって、中国歴代の政府は両群島を管轄下に置くようになった。”

とし、

“北宋 (960—1127) 時代には、中国の海軍が西沙群島一帯にまで巡航した。……『武經総要』には、北宋の朝廷が「王軍に出動を命じ、海上巡視の水軍のトリデを広南 (いまの広東) に築いた」、「竜骨の航海戦艦を就航させ」、「屯門山から東風に乗って西へ行くと、七日で『九乳螺洲』に着く」と記載されている。「九乳螺洲」とは今日の西沙群島を指す。”

“元代の初年、全国 27 個所で天文観測が行なわれたことがある。……元史の記載によると、南海の測量地点は「朱崖の南」で、……この測量地点南海は今日の西沙群島上にあった。”

と西沙群島に係る例を挙げた上で、

“明、清時代、中国当局の編さんした『廣東通志』、『瓊州府志』、『万州

志』はいずれも領域または「輿地山川」の項目に「万州に千里の長沙、万里の石塘がある」と記載している。これは西沙、南沙両群島が当時、広東省瓊州府万州（いまの海南島万寧県、陵水県）に属していたことを示している。”

としている。1980 年文書は、また、

“光緒 9 年 (1883)、ドイツは西沙、南沙両群島の調査測量を行なったが、清朝政府の抗議を受け、やむなく調査を中止した。”

“西沙、南沙両群島が古代から中国領であることは、数多くの史書や地志の記載にみられるだけでなく、清の乾隆 20 年 (1755) に作成された『皇清各直省分図』、嘉慶 15 年 (1810) の『大清万年一統地理全図』および嘉慶 22 年 (1817) 『大清一統天下全図』のように多くの官製地図も証拠となる。”

とする。2016 年文書は、

“清代の明誼が編纂した『瓊州府誌』、鐘元棣が編纂した『崖州誌』などの著作はすべて「石塘」「長沙」を「海防」の条項に組み入れている。”

とし、『崖州誌』を追加するとともに海防に言及する (para. 19)。2016 年文書は、また、

“1933 年、フランスは南沙諸島の一部の島嶼・礁に侵入し、官報で「占領した」と宣言し、「9つの小島事件」を起こした。それは中国の各地各界の強烈な反響を引き起こし、みんなでいっせいに抗議し、フランスの侵略行為に対する非難の声が続々と上がった。南沙諸島に居住していた中国漁民も現地で抵抗し、符洪光、柯家裕、鄭蘭錠らは太平島、北子島、南威島、中業島などの島でフランスの国旗を掲げている旗竿を切り倒した。”

“9つの小島事件”が発生した後、中国外交部のスポーツマンは、南沙諸島の関係島嶼には「わが国の漁民だけが居住し、国際的にも中国の領土だと認められている」と表明し、フランスが 9 つの島に侵入したことに対して中国政府は厳重に抗議した。同時に、広東省政府はフランスが中国漁民を惑わしまし、フランス国旗を掲げさせたことに対して、各県の県長に布告を出すように命令し、南沙諸島および関係海域で作業する中国漁船が外国の国旗を掲げることを禁止し、また